平成28年4月より、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。障害者差別解消法についてお聞きします。

問31　障害者差別解消法が制定されたことにより、地方公共団体等の行政機関や民間事業者は障がいを理由とする差別が禁止されることや、合理的配慮を行う義務（民間事業者は努力義務）があることを知っていますか。（1つに○）

※合理的配慮･･･障がいのある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因を取り除くために、障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

■ 1.　知っている　　■ 2.　知らない

○単純集計

「2.知らない」の割合が60%を超えています。

（単位：人）

回答	1	2	無回答	合計
回答者数	582	1,101	64	1,747

（無回答等を除いた割合　単位：%）

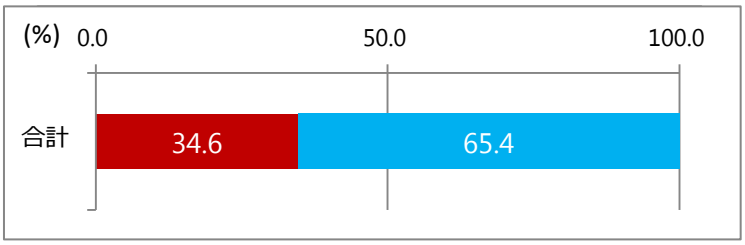

○男女別集計

女性の方が「2.知らない」の割合がやや高くなっています。

（単位：人）

回答	1	2	無回答	合計
男性	273	433	22	728
女性	301	652	37	990
無回答等	8	16	5	29
合計	582	1,101	64	1,747

（無回答等を除いた割合　単位：%）

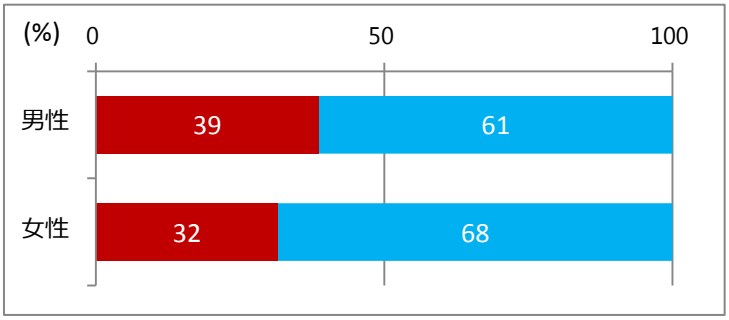

○年代別集計

70代で「1.知っている」の割合が高くなっています。

（単位：人）

回答	1	2	無回答	合計
10代	14	39	0	53
20代	41	83	0	124
30代	47	139	2	188
40代	81	153	2	236
50代	96	171	1	268
60代	119	232	10	361
70代	133	162	26	321
80代以上	46	111	21	178
無回答等	5	11	2	18
合計	582	1,101	64	1,747
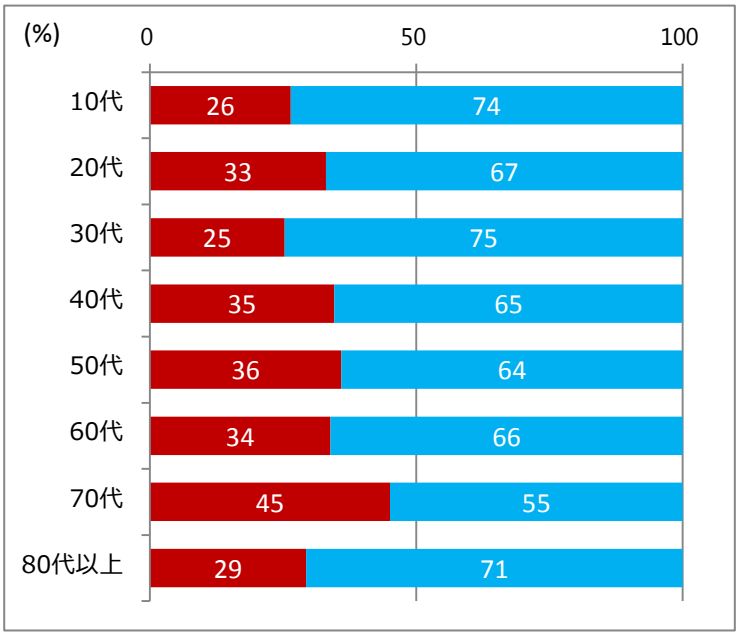
（無回答等を除いた割合　単位：%）